誓 約 書

平成 年 月 日

学校法人大東文化学園 理事長 殿 大東文化大学 学長 殿

(住所)	
(氏名)	印

- 1. 私は、本学園において本研究を遂行する過程で、研究契約の当事者から直接又は本学園の教職員を通じて間接的に開示を受け又は知り得た当該当事者の技術上又は営業上の一切の情報について第三者はもちろん、本学園に所属する者であっても本学園から開示を許可された者以外には開示・漏洩しない(ソーシャル・メディアの利用を通じた開示・漏洩を含む。)ものとし、かつ本研究以外の目的に使用しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものは除外します。
- (1) 開示を受け又は知り得た際、既に公知となっていたもの
- (2) 開示を受け又は知り得た際、既に自己が所有していたことを証明できるもの
- (3) 開示を受け又は知り得た相手方から書面による同意を得たもの
- (4) 開示を受け又は知り得た後に自己の責によらず公知となったもの
- (5) 正当な権利を有する第三者から合法的に入手したもの
- 2. 私は、本研究の成果物としての発明、ノウハウ等の知的財産権については、次のとおり取扱うものとします。
- (1)知的財産権についての私の持分は、「大東文化大学共同研究及び受託研究に関する取扱要領」 及び研究契約により、本学園又は本学園を通して研究契約の当事者に、譲渡いたします。
- (2) 知的財産権の譲渡または実施許諾により本学園がロイヤリティを得た場合の報償金の支払いは、「大東文化大学共同研究及び受託研究に関する取扱要領」及び研究契約に基づくものとします。
- (3) 知的財産権の秘密管理および知的財産権に関連する有体物については、「大東文化大学共同研究及び受託研究に関する取扱要領」及び研究契約に基づいて取扱うものとします。
- (4) 発明規程等に基づく取扱いに服するため、学籍を喪失した後も、住所等に変更を生じたときは遅滞無く本学園へ届出を行うものとします。
- 3. 私は、この誓約書に違反した場合、民事上及び刑事上の法的な責任を負担いたします。
- 4. 私は、1項については______年___月___日まで、2項及び3項については当該知的財産 権が消滅する日まで遵守するものとします。

以上

解 説

1. 誓約書の保管について

研究契約の締結者である理事長の他、学長を併記し、研究契約の写しとともに学部事務 室でも誓約書の写しを保管します。

2. 3項の「民事上及び刑事上の法的な責任」について

以下の責任が想定されますが、これらに限定されるものではないことを予めご留意願います。

(1) 民事上の責任※1

- ① 不法行為による損害賠償(民法 709条)
- ② 財産以外の損害の賠償(民法 710条)
- ③ 名誉毀損における原状回復(民法 723条)
- ④ 営業秘密への侵害の停止、予防、そのために必要な差止請求(不正競争防止法 3条)
- ⑤ 営業秘密の不正取得・使用・開示行為に対する損害賠償(不正競争防止法4条)
- ⑥ 営業上の信用が害されたことに対する信用回復措置(不正競争防止法 14条)

※1 関連法令

- ① 個人情報の保護に関する法律
- ② 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ③ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ④ 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例(すべての都道府県・市区町村において、個人情報の保護に関する条例が制定されています。)
- ※ 個人情報に関するガイドライン等については、「個人情報保護委員会」の個人情報保護制度ウェブページ(URL: http://www.ppc.go.jp/personal/legal/)等をご覧下さい。

(2) 刑事上の責任

営業秘密*2に対する侵害行為(不正競争防止法)に対しては、10年以下の懲役又は2,000万円以下の罰金(平成27年改正)が科されます。

- ※2 営業秘密とは、3つの要件(①秘密として管理されていること【秘密管理性】、②有用な営業上又は技術上の情報であること【有用性】、③公然と知られていないこと【非公知性】)を満たす企業等の保有情報です。不正競争防止法により、民事上のみならず、刑事上の保護対象とされています。
- * 詳細については、経済産業省の不正競争防止法に関するウェブページ (URL: http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html) をご覧下さい。

以上